

発表事項 1

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

選挙区調査特別委員会
委員長 館 直 人

1. 意見募集の趣旨

三重県議会では、平成25年1月に選挙区調査特別委員会を設置し、県議会議員の選挙区及び定数について調査・検討を行ってきました。

このたび、「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」を取りまとめましたので、広く皆様からのご意見を募集いたします。

2. 意見募集の期間

平成26年1月14日（火）8:30 から平成26年2月13日（木）17:15 まで（※必着）

3. 資料の入手方法

（1）下記の関連資料について、三重県議会ホームページをご覧ください。

（ホームページアドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>）

- ・資料1 三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）
- ・資料2 三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）一覧表
- ・意見記入様式
- ・参考資料1 三重県議会議員の選挙区と定数（現行）
- ・参考資料2 三重県議会選挙区調査特別委員会における検討経過

（2）同様の印刷物を次の場所においても配置しています。

（※意見募集期間中の8:30 から17:15 まで。土、日、祝日を除く。）

- ・三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂1階）
- ・三重県議会事務局（三重県議会議事堂2階）
- ・各三重県庁舎（桑名地域防災総合事務所、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局、志摩建設事務所、伊賀地域防災総合事務所、紀北地域活性化局、紀南地域活性化局）

4. 意見の提出方法

- (1) 意見記入様式（「3. 資料の入手方法」に掲載）に名前、住所、連絡先（電話番号等）及び意見を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、「7. 意見の提出及び問合せ先」まで送付ください。
- (2) 電話及び口頭によるご意見はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

5. 提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、最終案を取りまとめる際に考慮させていただくとともに、ご意見の概要等を後日、三重県議会のホームページにおいて公表いたします。

なお、ご意見を提出いただいたご本人への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

6. 個人情報等の取扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、名前、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表いたしません。

7. 意見の提出及び問合せ先

三重県議会事務局企画法務課

住所：〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2879

Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp